

平成 26 年 5 月

一般社団法人 全国青色申告会総連合 青年部  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9  
TEL : 03-3294-2301 FAX : 03-3233-0154  
e-mail : kyv01610@nifty.com  
http://www.bluereturna.jp/seinenbu/

# TEN-UP NEWS

## No. 79

### TEN-UP ACTION 2013 調査票調べ

平成 25 年分の確定申告期終了後、TEN-UP ACTION 2013 の活動状況を調査した。全国 27 の都道府県、138 会の青年部から回答が寄せられた（4 月 24 日現在）。活動休止中の 10 部を除く主な活動状況は次のとおり。

#### 会員部員増強と青年部活動の充実強化

##### 青年部の規模

部数	部員数	平均①	平均②
128 部	3,135 人	24.5 人	20.4 人

活動休止中の部（10 部）を除く 128 部の平均部員数（平均①）は 24.5 人で、部員数の上位と下位 1 割（26 部）を除く 102 部の平均部員数（平均②）は 20.4 人であった。

##### 2013 年度青年部の規模と部員増強結果

部員数 (人)	部数 (H26. 4. 1 現在)	部員純増数 (部数)
～10	23	8
11～20	45	9
21～40	44	11
41～	16	5
小計	128	33
休部中	10	-
合計	138	33

回答が寄せられた 128 部のうち、対前年比で部員数が純増した部は 33 部あった。

部員数が対前年比で 10%以上増加し、県連から TEN-UP ACTION 2013 表彰対象会として 9 部が推薦を受けた。平成 26 年度全青色青年部通常青年部総会開催時に表彰を予定している。

きっと見つかるあなたの仲間！  
青色申告会青年部

新入部員  
募集中！



<次回交流会情報>

入部・入会をご希望の場合は連絡先をご記入のうえ FAX 送付してください。担当員にご連絡いたします。

お名前	
住所	
TEL	FAX
e-mail	
部号等	
所属	所属

（平成 25 年度 会員部員増強リーフレットサンプル）

平成 26 年度の青年部活動では、会員部員増強運動として、青年部主催の交流会や新規入会者を対象とした懇親会の開催を盛り込んでみませんか。部員の方には新しい出会いの機会となり、参加者には青色申告会や青年部活動の理解の助けになるでしょう。

全青色青年部では平成 25 年 12 月に会員部員増強用リーフレットサンプル（計 3 種）を事務局宛に提供しています。地元の情報を盛り込んで自由にアレンジができます。交流会の参加者に青年部活動を知ってもらい、話題づくりになるでしょう。

### 会員部員増強活動（具体的な取り組み内容）

会員部員増強活動への具体的な取り組み内容について、自由回答形式での質問に対し、主な回答は次のとおり。（回答数：70部）

#### 主な回答：

（会員以外への広報を実施：12部）

- 税を考える週間や確定申告期の広報車によるPR
- 地域行事に青年部として参加
- FM番組に出演して広報
- 税務署との連携のもと白色申告者の記帳義務化説明会で会をPR
- SNSを利用して、会員以外の方も対象とした異業種交流会を実施
- 専門学校や地元の大学で青色申告制度の周知や広報を実施

（会員への周知と入部勧奨：48部）

- 事務局や部員による声掛け
- 対象年代を事務局がリスト化して部員から声掛け
- 青年部主催レクリエーション行事や講演会等を会報等で広報し、参加者を勧奨
- 新規入会者を対象に青色申告会を理解してもらおう懇親会を開催、参加者を勧奨
- 青色コーナーで入会勧奨を行うとともに、対象年代に対して入部勧奨
- 会員が参加可能なフットサルチームを青年部で創設
- 1年間会費無料のチャレンジ会員制度を導入、各種行事に参加の上で理解を深めてもらい入部につなげる

会員以外を対象とした活動では、税を考える週間や確定申告期での広報活動が多かった。会員以外の方も対象とした異業種交流会を実施している部や、将来の個人事業主を多く輩

出する専門学校等へ青色申告制度を周知している部もあった。

会員へ青年部活動の周知を図り、入部勧奨につなげる部員増強活動では、部員や職員の個人的な活動として口コミによる勧奨が多かった。青年部の組織的な活動としては、行事を主催し、参加者を勧奨する活動が多かった。フットサルチームの設立やチャレンジ会員制度など、青年部活動を理解してもらったうえで入部につなげようとする取り組みもあった。また、青色コーナーでの入会勧奨と併せて入部勧奨を実施している部もあった。

### 税制政策活動、ブルーリターンA、イータックスの普及推進（具体的な取り組み内容）

税制政策活動、ブルーリターンA、イータックスの普及推進について具体的な取り組み内容について、自由回答形式での質問に対し、主な回答は次のとおり。（回答数：47部）

#### 主な回答：

（税制政策活動：7部）

- 親会税制改正運動への協力
- 部長の出身小学校で毎年租税教室を開催

（ブルーリターンA普及推進：12部）

- ブルーリターンAの講習会・体験講座主催
- 記帳相談コーナーに従事する青年部員はブルーリターンAの利用者なので実体験にもとづいて利用を勧奨

（イータックス普及推進：14部）

- 部員が入力や送信業務の補助を実施
- 青年部行事の際にパンフレット等を配布
- 目標件数の設定と人員の配置

目標件数を設定して取り組む部もあったが、回答数自体が少なかった。税制政策活動については地域で租税教室を開催する部もあった。

## ブルーリターンAを利用したイータックス送信状況

ブルーリターンAを利用したイータックスの送信状況について、平成25年分の送信人数および帳票合計を集計した。

白色申告者の帳簿等の保存の義務化や消費税率等の改定に伴う駆け込み需要により、平成26年1月から3月までのブルーリターンA普及本数は既に前年普及数の半数を上回った。同ソフトを

利用したイータックスの送信状況では、送信人数、帳票合計ともに、前年対比で約30%増と大きな伸び率をみせた。事務局で利用するブルーリターンA管理ツールに含まれる「一括送信機能」の利用や、事前の十分な研修の実施、確定申告期間中の人員配置やレイアウトの工夫が大きく寄与した。

### 【平成25年分 ブルーリターンAを利用したイータックス送信状況】

平成26年4月1日現在

ブロック	都道府県名	ブルーリターンA普及本数			ブルーリターンAを利用したイータックス送信状況					
		13~24年	25年	26年	24年分	25年分				
					送信人数	送信人数	所得税計	決算書計	消費税計	帳票合計
東京	東京	6,314	439	212	1,171	3,471	3,458	3,719	631	7,808
	神奈川	10,927	813	323	5,685	7,154	7,152	7,527	1,210	15,889
	千葉	7,241	587	304	4,834	6,273	6,284	6,665	1,040	13,989
	山梨	68		2	2	2	2	2	2	6
関東信越	埼玉	3,500	191	71	672	705	704	778	177	1,659
	茨城	2,271	128	61	1,076	1,260	1,262	1,456	400	3,118
	栃木	605	15	23	117	161	160	170	49	379
	群馬	726	32	10	48	53	53	60	17	130
	長野	1,529	71	55	149	163	150	188	49	387
	新潟	1,872	93	40	515	725	722	800	224	1,746
北海道	北海道	3,049	211	72	763	787	791	708	219	1,718
東北	宮城	951	96	28	150	221	220	252	60	532
	岩手	281	11	3	17	28	28	35	14	77
	福島	1,683	94	51	93	103	105	125	44	274
	秋田	347	27	11	54	164	163	181	42	386
	青森	614	30	12	473	553	552	580	143	1,275
東海	山形	1,118	60	36	540	623	620	726	193	1,539
	愛知	3,897	315	130	1,204	1,210	1,209	1,332	319	2,860
	静岡	3,805	310	200	3,888	5,771	5,775	4,955	1,431	12,161
	三重	2,956	201	189	2,036	2,274	2,275	2,421	548	5,244
北陸	岐阜	2,355	175	123	753	931	932	1,071	291	2,294
	石川	936	83	36	244	270	268	298	98	664
	福井	967	77	56	486	464	467	536	160	1,163
中国	富山	1,096	65	21	47	314	312	319	115	746
	広島	2,017	155	50	332	773	775	908	124	1,807
	山口	1,404	118	81	718	759	758	826	174	1,758
	岡山	1,938	145	68	690	799	801	887	189	1,877
	鳥取	461	39	26	58	57	57	69	14	140
四国	島根	1,088	87	32	308	275	275	322	110	707
	香川	640	28	25	27	36	36	32	7	75
	愛媛	2,882	252	203	2,080	2,287	2,286	2,496	679	5,461
	徳島	515	40	27	119	762	762	170	196	1,128
北部九州	高知	745	64	43	835	862	862	917	248	2,027
	福岡	790	68	46	855	876	877	900	223	2,000
	佐賀	365	10	12	519	513	512	591	151	1,254
南九州	長崎	614	32	17	12	7	7	10	1	18
	熊本	2,565	193	86	2,295	2,354	2,350	2,409	550	5,309
	大分	934	85	66	198	197	196	239	51	486
	鹿児島	890	147	105	821	1,060	1,062	554	112	1,728
	宮崎	1,033	109	109	549	662	653	700	185	1,538
小計	沖縄	2,080	140	112	1,453	1,692	1,605	1,845	523	3,973
	小計	80,069	5,836	3,177	36,886	47,651	47,538	48,779	11,013	107,330
その他(大阪)		1,471	0	0	11	5	5	2	0	7
合計		81,540	5,836	3,177	36,897	47,656	47,543	48,781	11,013	107,337

## 消費税率等の改定とブルーリターンAの対応

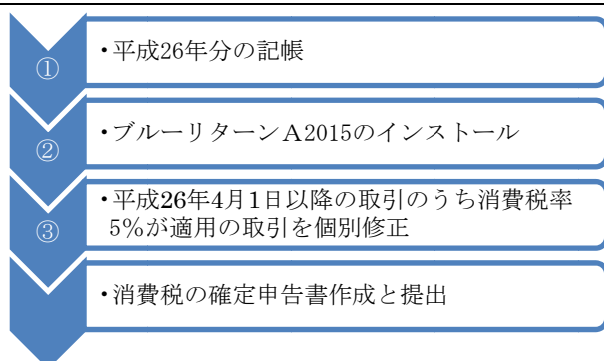
平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げとなりました。期中で税率が変更となったため、個人事業者については、平成26年分の消費税確定申告で5%と8%の両税率ごとに課税標準額等を計算して申告する必要があります。様式等についても大きな改定がおこなわれます。4月以降に5%が適用される取引、経過措置等がある場合、記帳内容を確認する際や講習会等を主催する場合には注意しましょう。



ブルーリターンA2014の利用者は、平成27年1月上旬に送付予定のバージョンアップ版ソフト（ブルーリターンA2015）をインストールすれば、税率の改定された平成26年4月1日を基準日に、基準日以前の取引は5%、以後の取引は8%の消費税率を税区分に自動的に適用して申告書等を作成できます。ただし、基準日以後に5%を適用する取引があった場合でも自動的に8%が適用されるため、次の取引については事前に区分し、バージョンアップ版のインストール後に個別に修正しやすいようにしておきます。

- 4月1日以降5%が適用される取引（返品・値引きの取引、経過措置等）

### ブルーリターンA2014 利用者の平成26年分消費税確定申告書提出の流れ



記帳確認やブルーリターンAの講習会を実施する際は右側のポイントを参考にしてください。

### ① 平成26年分の記帳

次の要領で取引を登録します。

- A) 平成26年4月1日以前の取引は5%、以後の取引は8%の消費税額を含めて計上します。
- B) 平成26年4月1日以降の取引で、返品・値引等で課税売上金額の返還や経過措置等がある場合には、バージョンアップ版ソフト（ブルーリターンA2015）のインストール後、個別に修正が必要となります。修正がしやすいよう、税区分欄に「7.その他」と入力しておくか、摘要欄に「消費税率5%適用」や「経過措置等」と記載しておきます。
- C) 請求書等で両税率が混在する場合には、5%適用分と8%適用分に取引（仕訳）を分けて計上します。5%適用分については上記B)と同じ処理をします。

### ② ブルーリターンA2015のインストール

平成26年分の確定申告書等を作成するため、平成27年1月上旬に送付予定のブルーリターンA2015をインストールします。到着後、速やかにインストールを行います。

### ③ 消費税率5%が適用の取引を個別修正

ブルーリターンA2015では、取引日を基準として、平成26年分の登録済みの記帳データの税区分を新しい税区分に自動変換をおこないません。そのため、4月1日以降の取引で5%が適用される取引は、個別に修正が必要となります。

- （税区分欄で「7.その他」を選択した場合）  
仕訳帳等の検索条件で税区分欄の「7.その他」を選択し、該当する仕訳の税区分を修正します。
- （適用欄で「消費税率5%適用」や「経過措置等」と記載した場合）  
仕訳帳等の検索条件で摘要欄に「消費税率5%適用」や「経過措置等」と入力し、該当する仕訳の税区分を修正します。

## 青年部レポート 北海道 芽室町青色申告会青年部

事務局	北海道河西郡芽室町本通 1-19 芽室町商工会内 TEL : 0155-62-2339 FAX : 0155-62-2333 Mail : <a href="mailto:staff@shokokai.memuro.net">staff@shokokai.memuro.net</a>
発 足	昭和 57 年 10 月
予 算	60 万円 (内 : 親会補助 3 万円、部費 5 万 7 千円、事業収入等 38 万 7 千、前年度繰越額 12 万 6 千円) ※事業収入 : 秋祭りでの出店の売上等
部 員 数	19 名 (平成 26 年 4 月 1 日現在) (内 : 小売業 7 名、建築業 4 名、飲食業 6 名、理容業 1 名、旅館業 1 名) ※部員資格 : 満 50 歳未満
活動回数	総会、役員会 (3 回)、例会 (2 回)、交流活動 (6~8 回)

**平成 24 年度に創立 30 周年を迎えました**

### 《現役員》

部 長	黒田 卓裕	(小売業)
副部長	田口 聡明	(小売業)
	中村 貴宣	(塗装業)



(創立 30 周年記念事業 海鮮ビールパーティー)

### 《地元概況》

「泉から流れている川」を意味するアイヌ語の「ムム・オロ」に語源をもつ芽室町は、十勝地方の中央部に位置し、北海道の東西南北を結ぶ陸路と十勝帯広空港を備えています。

北海道内陸部の厳しい寒暖差の中で、耕地面積 20ha を超える大規模農家を中心とした農業 (畑作・畜産) と農畜産物の加工を行う工業 (食料品製造) が産業の中心です。

隣接する帯広市のベッドタウンとして道内では珍しく人口が増加する一方で、農業や工業への就労者で昼間人口が夜間人口を上回ります。



(創立 30 周年記念事業 介護施設でのもちつき大会)

### 《組織構成と青年部活動》

部員の 50 歳定年制を維持し、青年部長は 1 年任期で選任 (再任あり) しています。現部長は親会で副会長を兼任しており、青年部の意見を親会に伝える場が確保できています。活動内容について理解・支援が得られやすく、『活発な交流活動 (地域、税務署管轄範囲、北海道) を展開して会員部員増強運動につなげる』方針に支持が得られています。

### 芽室青色申告会青年部の交流活動

範 囲	活動内容
地 域	盆踊り・商店街秋祭りへの出店
税 連	帯広会合同親睦会 (交互に主催 : 全部員対象)・帯広会女性部青年部合同総会 (全部員対象)・帯広税連 (親会会議 : 部長参加)
北海道	道青連青年部総会・交流会 (複数人)

各種の交流活動への参加費は、地域の行事へ青年部として出店する事業収入から得ています。交通費・宿泊費が必要になる道青連青年部の総会や交流会へ、希望者を部の負担 (一部本人負担) で送り出しています。

### 《会員部員増強運動への取り組み》

活発な交流活動と予算の確保により部員の参加意識は高く、口コミにより、年間を通じて部員が加入しています。平成 24 年度 (14 名→17 名)、平成 25 年度 (17 名→19 名) と 2 年連続で増加しています。本年度は会員を対象とした懇親会等を企画し更に入部勧奨に励みたいと思います。

## Key Word

### 世帯課税

個人ではなく世帯を単位として所得税を課税する仕組みのこと。世帯課税では世帯の総所得額を世帯人数で割って算出する所得額に税率をかけて1人当たりの課税額を算出する。これに世帯人数をかけた額が、支払うべき税金となる。扶養人数が多いほど税額が少なくなるので、少子化対策として有効といわれる。一方、現行制度と比較して、世帯の総所得額が同額であれば、稼得者人数が多い家庭が不利になるとの指摘もある。

### ビットコイン

紙幣・硬貨が発行されないインターネット上で流通する仮想通貨。ウェブ上の「取引所」を通して現実通貨との交換が可能。金融機関を通さない決済により、諸経費や手数料などが安価で、小口の売買やP2P(個人同士)の取引、国境を越えた送金・決済に利用されている。需給関係、経済状況、投機の影響や、不正アクセス等による窃盗から取引所が閉鎖されたこともあり、交換レートは乱高下を繰り返しているが、流通量は増加をしている。

### 人的控除「〇〇万円の壁」

配偶者控除、扶養控除、基礎控除などをまとめて人的控除と呼ぶ。各納税者の個人的事情を加味し、担税能力に応じた課税を実現するため所得控除に定められている。長期的に人口減少が見込まれ、労働人口の増加が求められる中で、人的控除のあり方が、政策的要請から見直しを求められている。

例えば配偶者控除では主に専業主婦の就労を阻んでいるとの指摘がある。納税者は専業主婦の年間所得金額が38万円以下の場合に配偶者控除が適用できるため、配偶者の年間収入を所得税額等の発生しない(基礎控除38万円+給与所得控除65万円=)103万円以下に抑え、年間所得金額を0円にしようとする動機が生まれる。これを「103万円の壁」と呼ぶ。社会保険の扶養適用要件である年収130万円では「130万円の壁」、配偶者特別控除の適用要件である年間所得141万円以内の「141万円の壁」の存在も同様に指摘されている。

## Opinion & Announcement

白色申告者の帳簿等の保存義務化が始まり、確定申告期に税務署等に設営される青色コーナーでは、例年以上に相談に立ち寄られる方が増えたようだ。各地の青年部の中には、青年部員が青色コーナーで青色申告制度の説明に従事するところもあった。新規に青色申請を提出される方には、青年部世代の方もいる。同年代の青年部員がボランティアで従事している姿は刺激になり、親しみも湧きやすく、素直に真剣に話を聞いてもらいやすいのではないかと。もちろん、従事するためには青色申告制度、記帳や確定申告全般についての十分な理解が必要となる。事前の研修以外にも、親会、女性部、事務局との調整も不可欠だろう。

青色コーナーをはじめ指導相談活動は青色申告会の中心的な活動であり、会員部員増強運動で最も成果に結び付けやすい活動でもある。親会や女性部などと歩調をあわせ、次世代の青色申告会を担う自覚を持ち、平成26年度の事業計画には、指導相談活動への参画も盛り込んでいただきたい。活発に青年部活動を展開している青年部の中には、既に青色コーナーや申告会場で以前から相談に従事している部員もいる。充実した会員部員増強運動にむけて、具体的な目標数値を掲げてみてはどうだろうか。

TEN-UP NEWS は青年部の役員会や総会等での配布資料としてもご利用ください